

須賀川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
平成28年度	人 77,638	千円 42,635,956	千円 1,141,383	千円 4,489,749	% 10.5	% 10.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

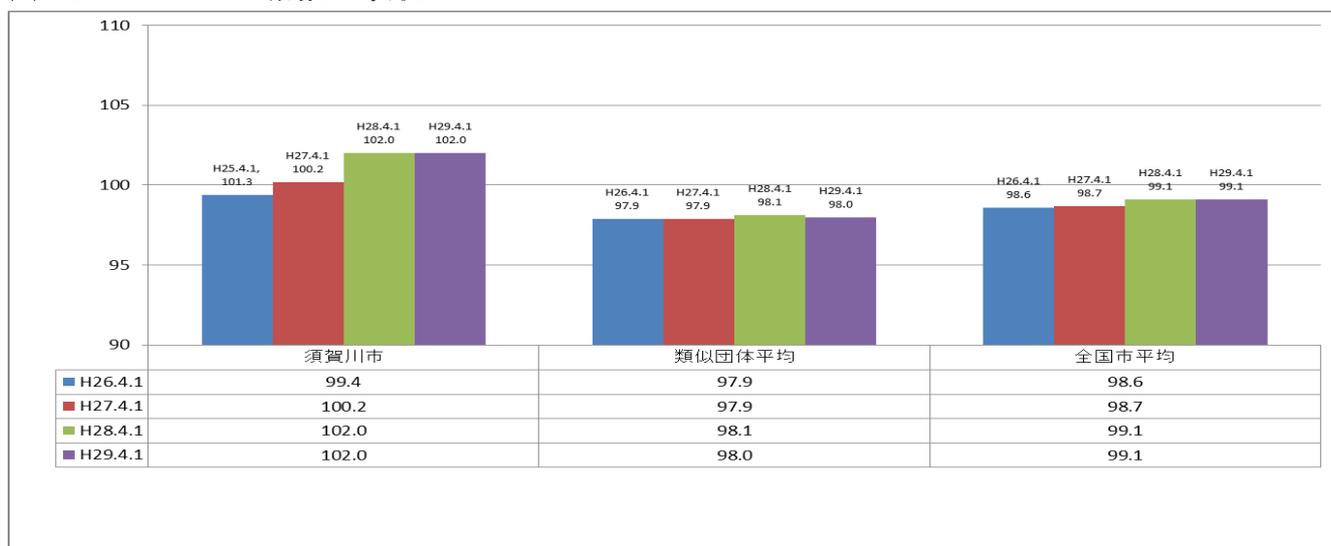
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28年度	人 519	千円 1,950,392	千円 323,542	千円 750,350	千円 3,024,284	千円 5,827	千円 5,963

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が 100 を超えている理由及び改善の見込み

本市の給料表は、福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の水準を上回っていること及び平成18年度に実施した給与構造の見直しの実施時期の国との相違等が挙げられます。

今後も、福島県人事委員会勧告を踏まえながら、適切な給与水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）給料表について、福島県人事委員会勧告に準じ、世代間の給与配分の見直しを実施。

（平均 1% 引下げ。若年層は引上げ）

なお、激変緩和のため、5 年間（平成 32 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

[実施 未実施] ※本市該当なし

③ その他の見直し内容

[実施 未実施]

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び寒冷地手当について、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
須賀川市	41.8歳	319,600円	397,418円	342,358円
福島県	42.7歳	330,000円	412,596円	360,947円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	42.5歳	318,443円	378,165円	348,066円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
須賀川市	53.1歳	8人	345,000円	383,000円	354,933円				
うち学校給食員	55.0歳	3人	348,900円	356,533円	353,800円	調理士	46.6歳	236,000円	1.51
うち自動車運転手	54.7歳	3人	348,300円	423,100円	356,583円	自家用乗用自動車運転者	63.3歳	179,500円	2.36
うちその他	47.8歳	2人	334,100円	362,436円	356,836円				
福島県	55.2歳	238人	343,900円	383,402円	359,806円				
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円				
類似団体	50.9歳	30人	312,670円	340,669円	328,874円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
須賀川市	6,175,600円	—	—
うち学校給食員	5,867,996円	3,087,600円	1.89
うち自動車運転手	6,675,100円	2,366,900円	2.39
うちその他	5,886,432円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成26年～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		須賀川市	福島県	国
一般行政職	大学卒	189,100円	189,100円	178,200円
	高校卒	153,900円	153,900円	146,100円
技能労務職	高校卒	149,400円	152,100円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

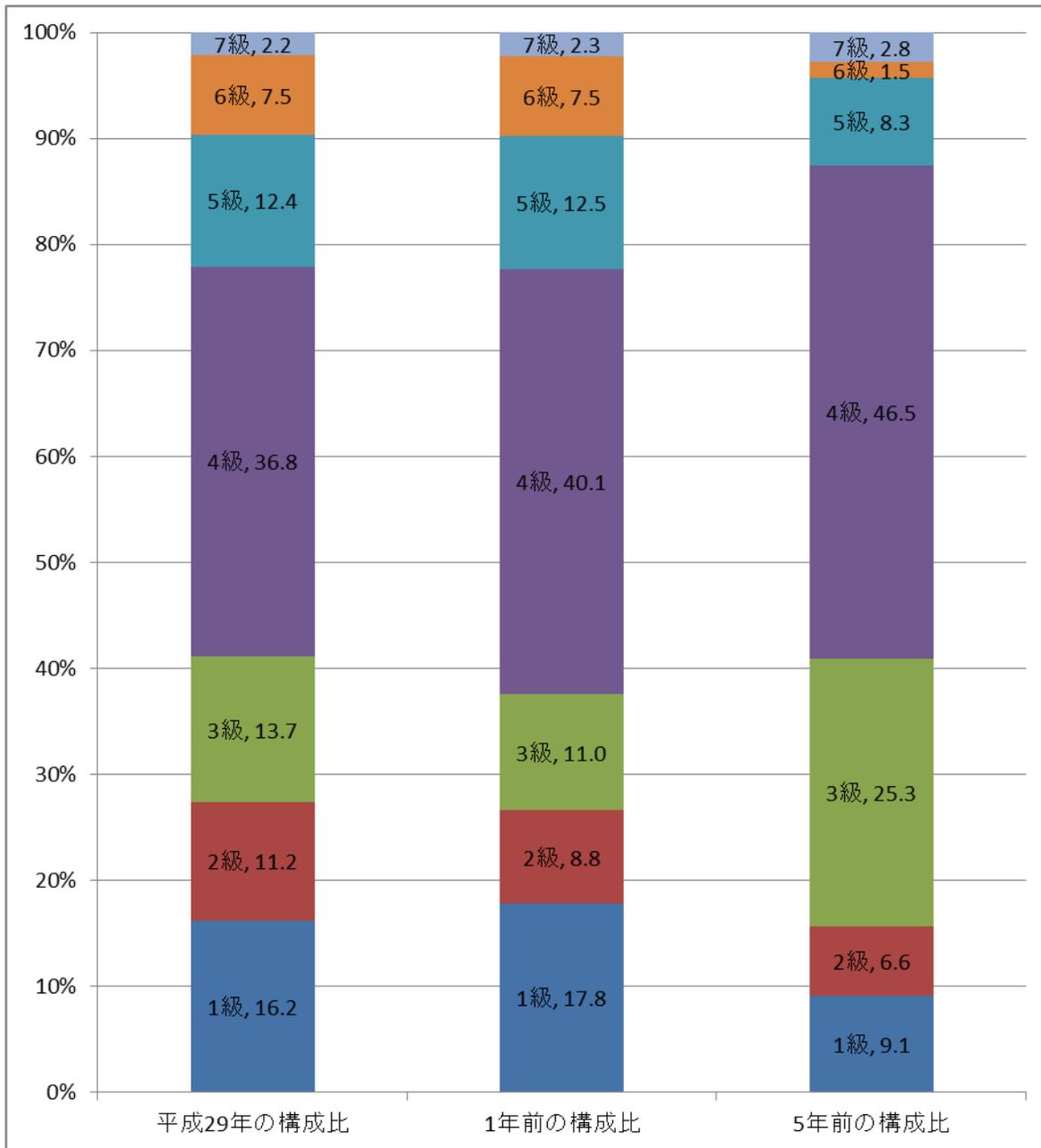
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,100円	369,633円	393,020円	398,700円
	高校卒	221,300円	313,325円	367,640円	388,850円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	人 65	% 16.2	円 144,800	円 253,000
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 45	% 11.2	円 196,500	円 311,000
3 級	主任の職務	人 55	% 13.7	円 233,200	円 359,700
4 級	係長の職務	人 148	% 36.8	円 267,000	円 396,300
5 級	課長補佐の職務	人 50	% 12.4	円 294,200	円 406,900
6 級	課長の職務	人 30	% 7.5	円 325,800	円 424,100
7 級	部長の職務	人 9	% 2.2	円 371,300	円 455,900

- (注) 1 須賀川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（須賀川市）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分	○	○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期			○ 平成 30 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須賀川市	福島県	国
1人当たりの平均支給額（平成28年度） 1,465千円	1人当たりの平均支給額（平成28年度） 1,734千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（須賀川市）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

須賀川市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 （勸奨退職特例措置2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 -千円 22,220千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置2%～45%加算）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 支給人数が2人以下の場合、個人情報保護の観点から、記載を省略（「-」を表示）しています。

(3) 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在） ※本市該当なし

支給実績（平成28年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数（ラスパイレス指数）			()

(4) 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成28年度決算）		1千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		400円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		0.4%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度 決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	—	1日当たり200円
行旅死亡人等の処理に従事した職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人を収容したとき	—	1回当たり800円
		行旅死亡人の処理に従事したとき	—	1回当たり3,000円
へい獣等の処理に従事した職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	犬、猫等の死骸の処理に従事したとき	1千円	1回当たり200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	193,503千円
職員1人当たり平均支給額（平成28年度決算）	394千円
支給実績（平成27年度決算）	159,387千円
職員1人当たり平均支給額（平成27年度決算）	330千円

(注) 1 この表は、公営企業職員を除いています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (平成28年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	<p>○対象者</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>③ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>⑤ 重度心身障がい者</p> <p>○支給単価</p> <p>① 配偶者 10,000円</p> <p>② 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者なし(1人目のみ) 9,000円</p> <p>③ 子 8,000円 配偶者なし(1人目のみ) 10,000円</p> <p>特定期間加算 5,000円</p>	同	—	56,329千円	220,896円
住居手当	<p>○対象者</p> <p>自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合</p> <p>○支給単価</p> <p>① 月額20,500円以下の家賃 家賃月額-9,500円</p> <p>② 月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円) (家賃月額-20,500円) × 1/2 + 11,000円</p>	異	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員を対象	31,332千円	287,447円
通勤手当	<p>○対象者</p> <p>① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>① 運賃相当額が63,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算)</p> <p>② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,700円から52,500円を支給</p>	異	運賃等相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	29,758千円	62,780円

<p>単身赴任手当</p>	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価 基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同	—	— 千円	— 円
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 90,000円 ・次長 72,000円 ・参事 63,000円 ・課長 49,000円 ・主幹 39,000円 	異	職に応じた支給額が異なる	43,012千円	605,791円
<p>宿日直手当</p>	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額：1回5,100円</p>	異	一般職員の 手当額5,100円	— 千円	— 円
<p>寒冷地手当</p>	<p>基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給（平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給）</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯主で扶養親族のある者 5,800円 ○世帯主で扶養親族のない者 0円 ○その他の者 0円 	異	市内で支給対象地域なし	1,172千円	30,036円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,000,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000円/560,000円
	副 市 長	774,000 円	802,000円/448,000円
報 酬	議 長	509,000 円	550,000円/347,900円
	副 議 長	451,000 円	500,000円/285,100円
	議 員	423,000 円	470,000円/268,200円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成28年度支給割合) 3.20月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成28年度支給割合) 3.20月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×48/100 給料月額×勤続月数×30/100	(1期の手当額) 23,040,000円 11,145,600円
	備 考	(支給時期) 任期毎 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

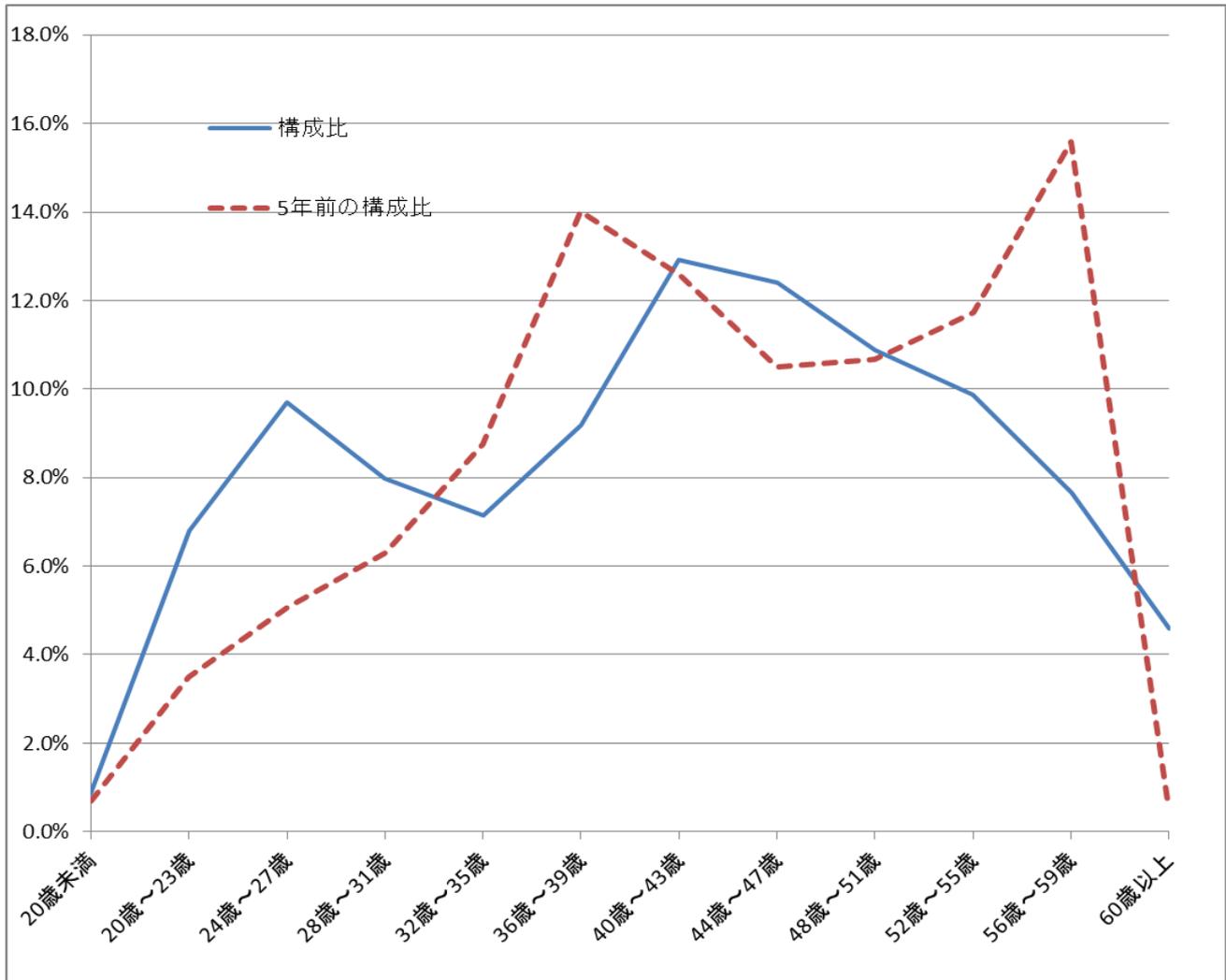
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平 28	平 29			
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	7	7	0	
		総 務	107	111	4	・ 契約検査事務の集約による増 (4) ・ 新庁舎移転対応のための増 (1) ・ 業務増に伴う増 (1) ・ 市民サービスセンター窓口職員の減 (▲2)
		税 務	40	39	▲1	・ 滞納整理の合理化による減 (▲1)
		労 働	2	2	0	
		農林水産	26	26	0	
		商 工	18	21	3	・ 工業団地整備のための増 (2) ・ 観光関連事業推進のための増 (1)
		土 木	54	49	▲5	・ 契約検査事務の集約による減 (▲4) ・ 市民交流センター整備担当 (▲1)
		小 計	254	255	1	
	福 祉 関 係	民 生	100	104	4	・ 生活保護、災害援護資金、保育所入所に係る業務増 (3) ・ 入所児増加による保育士の増 (1)
		衛 生	47	46	▲1	・ 放射線関係業務の縮小による減 (▲2) ・ 保健指導等の業務増に伴う保健師及び管理栄養士の増 (2) ・ 清掃業務の合理化 (▲1)
		小 計	147	150	3	
	一般行政部門計		401	405	4	
	教 育		118	122	4	・ いじめ対策のため増 (1) ・ 文化振興等業務増 (3) ・ 市民交流センター整備担当者増 (1) ・ 図書館司書の増 (1) ・ 幼稚園の廃園に伴う減 (▲2)
	消 防				0	
	普通会計計		519	527	8	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院			0		
	水 道	22	21	▲1	・ 再任用技術職員の退職による減 (▲1)	
	下 水 道	19	18	▲1	・ 契約事務一元化による減 (▲1)	
	交 通			0		
	そ の 他	22	22	0		
	公営企業等会計部門計		63	61	▲2	
総 合 計		582 〔680〕	588 〔680〕	6		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は条例定数の合計です

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	40人	57人	47人	42人	54人	76人	73人	64人	58人	45人	27人	588人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	399	396	399	405	401	405	6 (1.5%)
教育	104	107	107	109	118	122	18 (17.3%)
消防							(%)
普通会計計	503	503	506	514	519	527	24 (4.8%)
公営企業等会計計	69	67	67	63	63	61	▲8 (▲11.6%)
総合計	572	570	573	577	582	588	16 (2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28 年度	千円 1,506,684	千円 240,332	千円 182,525	% 10.8	% 12.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均1人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28 年度	人 21	千円 91,741	千円 10,852	千円 35,558	千円 138,151	千円 6,579	千円 6,167

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須賀川市	49.4歳	354,802円	494,854円
団体平均	44.4歳	343,701円	513,093円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須賀川市	団体平均
1人当たりの平均支給額（平成28年度） 1,611千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,483千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.70月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 ー 月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

須賀川市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.556 25 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.556 25 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.582 5 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.582 5 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 （勸奨退職特例措置 2% ~ 20% 加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2% ~ 45% 加算）		
1 人当たり平均支給額 - 千円 - 千円					

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 支給人数が 2 人以下の場合、個人情報保護の観点から、記載を省略（「-」を表示）しています。

ウ 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在） ※水道事業該当なし

支給実績（平成 28 年度決算）			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在） ※水道事業該当なし

支給実績（平成 28 年度決算）		千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 28 年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28 年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			千円	
			千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	2,716 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	160 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	2,443 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	123 千円

- （注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 （平成28年 度決算）	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 （平成28年度決算）
扶 養 手 当	<p>○対象者</p> <p>⑥ 配偶者</p> <p>⑦ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>⑧ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>⑨ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>⑩ 重度心身障がい者</p> <p>○支給単価</p> <p>① 配偶者 10,000円</p> <p>② 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者なし(1人目のみ) 9,000円</p> <p>③ 子 8,000円 配偶者なし(1人目のみ) 10,000円</p> <p>特定期間加算 5,000円</p>	同	-	千円 3,410	円 243,571
住 居 手 当	<p>○対象者</p> <p>自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合</p> <p>○支給単価</p> <p>① 月額20,500円以下の家賃 家賃月額-9,500円</p> <p>② 月額20,500円を超える家賃（支給限度額27,000円） （家賃月額-20,500円）×1/2 + 11,000円</p>	異	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員を対象	千円 648	円 324,000
通 勤 手 当	<p>○対象者</p> <p>③ 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>① 運賃相当額が63,000円以下については運賃相当額（運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算）</p> <p>④ 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,700円から52,500円を</p>	異	運賃等相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	千円 1,375	円 76,372

	支給				
単身赴任 手当	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価 基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同	-	千円 -	円 -
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 90,000円 ・次長 72,000円 ・参事 63,000円 ・課長 49,000円 ・主幹 39,000円 	異	職に応じた支給額が異なる	千円 2,704	円 675,924
宿日直手当	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額：1回5,100円</p>	異	一般職員の手当額5,100円	千円 -	円 -
寒冷地手当	<p>基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給（平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給）</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯主で扶養親族のある者 5,800円 ○世帯主で扶養親族のない者 0円 ○その他の者 0円 	異	市内で支給対象地域なし	千円 -	円 -